

尼崎市
ユース相談支援事業業務
委託事業者募集要項

令和3年1月

尼崎市

こども青少年局 子どもの育ち支援センター

いくしあ推進課

1 趣旨

本業務は、尼崎市（以下「本市」という。）において、中学校在籍中に不登校である生徒に対する支援が中学校卒業後に途切れることがないよう、中学校卒業後も切れ目のない支援につなげるとともに、中学卒業後に進学も就職もしていない者やつまづきがあった者、高等学校中途退学などでひきこもり・ひきこもり気味の青少年に必要な支援を行うことで、重篤なひきこもりへ移行することを防止し、自己肯定感・社会性を育み、自立を促し、また家族等へも必要な支援を行うことで家族等の福祉の増進を図ることを目的として実施する尼崎市ユース相談支援事業を業務委託する事業者を選定するために、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

尼崎市ユース相談支援事業業務

(2) 業務仕様

別紙「尼崎市ユース相談支援事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和3年4月1日（水）から令和4年3月31日（木）まで

ただし、委託後、業務遂行に特段の支障がないと判断し、かつ、本事業の令和4・5年度関係予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和4年4月1日から令和6年3月31日までを委託契約期間とし、委託契約の締結は単年度とします。

(4) 提案上限額

尼崎市ユース相談支援事業業務（以下「本業務」という。）の見積限度額は、1,800万円とします（消費税及び地方消費税を含む）。

なお本業務にかかる予算は、本市議会において令和3年度予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は本業務を実施しません。これに伴いプロポーザル参加者に損害が生じた場合、本市ではその損害の負担は行いません。

3 委託業者選定方法

本業務を実施するにあたっては、専門知識や技術力、提案力を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式による選定を行います。

4 応募資格及び応募制限

(1) 応募資格

公募型プロポーザル方式による選定への参加を申請しようとする者は、尼崎市ユース相談支援事業業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人等とします。団体の法人格は必ずしも必要ありません。ただし個人は応募することはできません。

また、次の要件をすべて満たさなければ応募することはできません。

ア 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、または、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者。

（ア）定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

（イ）法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体

にあつては、これらに相当する書類)

- イ 国税、地方税等を完納している者。
- ウ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- エ 次の事項に該当しない者。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 尼崎市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者
 - (ウ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
 - (エ) 破産者で復権を得ない者
 - (オ) 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
 - 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - 2 尼崎市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団密接関係者
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 応募制限

- ア 複数の法人等で共同企業体を組織するなどグループで応募する場合は、代表の団体を定めて下さい。
- イ 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員となることはできません。
- ウ 同時に複数のグループの構成員となることはできません。
- エ その他グループで応募する場合、別紙の注意事項を遵守してください。

5 プロポーザル等の全体日程

項目	日程
募集要項の配布・募集開始	令和3年1月28日(木)
質問の受付期限	令和3年2月5日(金)午後5時まで
質問の回答	令和3年2月8日(月)までにホームページ上に掲載
企画提案書等応募書類提出期限	令和3年2月17日(水)午後5時まで
プレゼンテーション審査時間連絡	令和3年2月19日(金)までに連絡
プレゼンテーション審査	令和3年2月22日(月)
選定結果通知	令和3年2月末に通知
事業引継ぎ等実施準備、契約事務期間	令和3年3月中

6 公募に関する質問の受付等

(1) 質問の受付について

質問の受付期限は、令和3年2月5日(金)午後5時までとします。

質問は所定の様式(様式1号)により、本要項11に記載している電子メールアドレス宛に、件名を「プロポーザル質問 ○○○(法人名)」と入力の上、送信してください。来庁、電話等による受付は行いません。また質問を送付した場合、速やかに電話にて到達確認をしてください。

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、令和3年2月8日(月)までに質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて公表します。なお、審査基準等に関する質問は一切お答えできません。

7 応募方法及び応募書類

令和3年2月17日（水）午後5時までに、本要項11に記載している所在地まで持参して下さい。郵送、FAX、電子メール等による受付は行いません。

①から⑧をA4サイズのフラットファイル等に綴じ、様式や添付書類ごとにインデックス等で仕切り紙を挿入するなど、整理した上で10部（正本1部、副本9部）提出してください。

①企画提案申込書（様式2号）

共同事業体（JV）による企画提案申し込みの場合は、別紙に記載の「協定書」も併せて提出してください。

②企画提案書（任意様式、A4用紙片面刷り・10枚まで）

仕様書に基づき、応募者としての本要項9（2）の審査・選定基準を踏まえて、記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示してください。

③見積書及び見積内訳書（任意様式）

④事業実施体制（任意様式）

⑤同種業務実績（任意様式）

⑥会社概要（任意様式）

パンフレット等を会社概要に代用することも可とします。なお、尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていない事業者は、会社概要に併せて本要項4（1）アに記載する書類も提出してください。登記事項証明書は提出日の1か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

⑦法人税、消費税及び地方消費税、所在地の市町村民税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）、所在する市の徴収する水道料金の最近2年間の滞納がないことを証明する書類（令和2年以降に設立された法人等を除く）

提出日の1か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

8 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しません。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は事業者名をはじめ公開の対象となります。選定されなかった事業者のものは原則非公開としますが、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとします。
- (3) この募集の応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償できません。

9 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、プレゼンテーション審査を行います。事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対し実施します。別途設置する「尼崎市ユース相談支援事業業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、企画提案書の内容と合わせて総合的に審査し、選定します。

ア 実施予定日

令和3年2月22日（月）に尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあにて実施します。

時間等の詳細は、令和2年2月19日（金）午後5時までに電子メールで通知します。

イ 実施時間

1 応募団体につき50分程度を予定しており、応募者からの20分程度の説明を実施していただいたのち、30分程度の質疑応答を行います。

詳細な時間については、2月19日（金）午後5時までに電子メールで通知します。

ウ プレゼンテーションの方法

事業者は、原則として、提出した企画提案書に基づいて説明を行ってください。

なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出をしてください。

エ 説明者

会場への入室は2人以内でお願いします。うち1人は、必ず業務責任者又は主任相談員となる予定の者が出席してください。

オ その他

プレゼンテーションにおける内容及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

(2) 審査・選定基準

ア 下記の審査項目により採点します。

①業務理解度	委託業務の内容について、その趣旨、背景について理解した提案となっているか。
②実現性	提案に具体性があり、実現性がある提案となっているか。
③特色性	特色のある提案となっているか。
④客観性	客観的・科学的な視点を取り入れ、適切かつ効果的な支援を行える提案となっているか。
⑤計画性	業務の準備計画や実施計画、個別の支援計画などが、計画的な提案となっているか。
⑥事業実施体制	専門性を発揮し、業務を円滑かつ確実に遂行できる提案となっているか。
⑦経験・ノウハウ	十分な実務経験・ノウハウがあるか。
⑧コスト	コストを意識した提案となっているか。

イ 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定します。

ウ 地域経済活性化の観点から、市内業者又は準市内業者であれば一定の加点を行います。事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行いますので、企画提案書に記載してください。

エ 応募者が1社の場合であっても選定会議による審査を行います。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

10 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結します。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において順位の高かった者から順に協議を行い、契約相手方を決定します。

なお、「尼崎市ユース相談支援事業業務委託事業者選定会議」において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに上記4の応募者資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時までに上記4の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出してください。
- (5) 業務委託にかかる契約は、委託者である本市と受託者が、目的及び課題を共有するとともに、適切な役割及び責任の分担の下で連携し協働の取組を行う「協働契約」とします。本市及び受託者は、事業を実施するに当たり、対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを基本とします。

1 1 連絡先及び提出先

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番6号（子どもの育ち支援センターいくしあ1階）
尼崎市 こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課（担当：河村）

TEL 06-6423-9995

Eメール ama-y-soudan@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

(別紙)

共同事業体（JV）により本プロポーザルに参加する場合の留意事項

複数に事業者が集まり、共同事業者にて本プロポーザルに参加する場合には、「尼崎市ユース相談支援事業業務委託事業者募集要項（以下、「要項」という。）に定める参加申込書及び提案書の作成等にあたり、次の事項に留意すること。

- 1 企画提案申込書と併せて、グループの代表及び構成員を記載した資料及び当該委託業務を共同事業体により受託する意思を明確にした協定書（契約当事者となる代表企業及び構成員の記名押印をした書面であること）を併せて作成し提出すること。
- 2 募集要項4（1）アで必要となる書類及び募集要項7⑥の会社概要は、構成員ごとに作成し提出すること。
- 3 委託事業を行うにあたっての各構成員の役割について、企画提案書内で明確に示すこと。
- 4 共同事業体の構成員は、すべて募集要項4（1）の要件を満たしていること。なお、いずれの構成員も本業務の他の共同事業体の構成員を兼ねることができない。
- 5 プレゼンテーションにあたっては、共同事業体を1社とみなし、出席者は業務責任者または主任相談員となる予定の者を含めて2人以内とする。また出席者のうち1名は、代表企業の構成員とすること。